

ご来店不要！パソコン・スマホでいつでも簡単お預け入れ！

# インターネット定期預金



お預入期間

3か月・6か月・1年・3年・5年

\\ いずれの期間も /

## 店頭表示金利

プラス

+

年 **0.05%** (税引前)

お預入れいただける方

個人・個人事業主の方でインターネット  
バンキングをご契約いただいている方

お預入金額

1万円以上 1,000万円未満

- 本商品は個人向けインターネットバンキング限定商品となりますので、窓口およびATMでのお取引はできません。
- 事前に個人向けインターネットバンキングのご契約が必要です



インターネット定期預金のお申込みは

← **こちらから！**



心 ふれあい 親・近・感

島根中央信用金庫

〒693-0001  
島根県出雲市今市町 252-1  
TEL (0853) 20-1000 (代)

# インターネット定期預金 商品概要

インターネット定期預金は、下記概要によりお取扱いさせていただきます。下記の記載事項以外は、一般定期預金と同様のお取扱いとなります。なお、当金庫では各種規定を電子化し窓口での配布を終了しております。

各種規定については <https://www.shimanechuou.co.jp/association/regulation.html> にてご確認ください。

令和3年12月1日現在

商品名	インターネット定期預金	
ご利用いただける方	個人・個人事業主でインターネットバンキング契約のある方	
取扱期間	取扱期間は定めません。ただし、市場環境等によっては取扱いを中止することがあります。	
基本商品	スーパー定期	
預入期間	3ヵ月・6ヵ月・1年・3年・5年(元利金自動継続に限ります。)	
預入方法	●一括してお預け入れいただきます。 ●インターネットバンキングの定期預入メニューより手続きを行ってください。 ●預入資金はインターネットバンキング登録口座からインターネットバンキング定期預金専用口座へ振替となります。	
預入金額及び預入限度額	1口 1万円以上 1,000万円未満(1円単位)	
預入口座	インターネットバンキング専用口座	
利息	適用金利	預入れ日のスーパー定期預金の店頭表示金利に年 0.05%上乗せした利率を満期日の前日まで適用します。
	利払方法	●預入期間1年以内(単利型) 満期日以後に一括して支払います。 ●預入期間3年以上(複利型) 満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	●預入期間1年以内(単利型) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ●預入期間3年以上(複利型) 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6ヵ月毎の複利計算
税金	20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の源泉分離課税となります。国税には、復興所得税が含まれます。 マル優のお取扱いはできません。	
解約	解約方法	●インターネットバンキングの定期解約メニューより解約手続きを行ってください。 ●この解約手続きは取消しすることができません。
	満期解約予約	●満期解約予約は満期日の前日まで手続きできます。 ●満期日にインターネットバンキング登録口座へ元利金を払戻します。 ●この手続きは取消しすることができません。
	中途解約	●中途解約受付日にインターネットバンキング登録口座へ元利金を払戻します。 ●満期日前の中途解約時には預入期間が6ヵ月未満の場合は解約日の普通預金利率、6ヵ月以上1年未満の場合は約定利率×10%、1年以上2年未満の場合は約定利率×20%、2年以上3年未満の場合は約定利率×30%、3年以上4年未満の場合は約定利率×40%、4年以上5年未満の場合は約定利率×50%の掛目を乗じた利率を適用いたします。
満期後の商品	初回満期日以降は、同じ期間のインターネット定期預金に自動継続されます。	
預金保険制度	預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫における、決済用預金以外の保護対象預金等を合算して、元本1,000万円までのその利息が保護されます。)	
金利情報の入手方法	ホームページに表示しております。または窓口までお問い合わせください。	
手数料	不要	
その他の事項	●この預金は通帳または証書の発行はいたしません。 ●窓口での預入、解約はできません。 ●お取引内容は「インターネットバンキング」の定期預金明細照会メニューよりご確認ください。 ●預金担保としてのお取扱いはできません。 ●インターネットバンキングを解約する場合、この預金も解約となります。	
苦情処理措置 紛争解決措置	●苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に営業店または本部コンプライアンス室(9時~17時、☎0853-20-1000)までお申し出ください。 ●紛争解決措置 東京弁護士会(☎03-3581-0031)、第一東京弁護士会(☎03-3595-8588)、第二東京弁護士会(☎03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望される場合、お客さまは当金庫営業日に上記コンプライアンス室もしくは全国しんきん相談所(9時~17時、☎03-3517-5825)までお申し出ください。	